

アメリカの LLC における信認義務の緩和に関する一考察

東洋大学法学部

奥乃真弓

Limited Liability Company（以下「LLC」という。）は、アメリカの各州による LLC 法（Limited Liability Company Act）に基づいて設立され、税務上においては、事業体（LLC）ごとに法人課税を受けるかまたはパススルー課税を受けるかの選択（チェック・ザ・ボックスルール）が認められている。このチェック・ザ・ボックスルールの制定により米国全体に急速に広がり、今や、株式会社のみならず、LLC は Delaware 州において大変重要な経済的役割を果たしている。

アメリカ域内の法域間の統一化を推し進める統一法委員会（Uniform Law Commission: ULC, 以前の NCCUSL）は、1996 年、統一 LLC 法（Uniform Limited Liability Company Act of 1996: ULLCA）を公表した。ULLCA は忠実義務および善管注意義務について「明白に不合理」でない範囲で軽減可能とした。これに対して、2006 年の改定 LLC 法（Revised Uniform Limited Liability Company Act of 2006: RULLCA）は、忠実義務については、特定の側面のみ具体的に修正・制限可能とした。一方、Delaware 州の LLC 法の改訂（Del. Code Ann. tit. 6, § 18-1101(c)）において、マネージャ管理型あるいはメンバー管理型にかかわらず、「契約自由の原則」「経済的効率性」の観点から信認義務を Operating Agreement（合同会社の定款に相当する）により、黙示の契約義務（誠実かつ公正な取引）を除き、制限または全面免除することができるとした。もっとも Delaware 州の裁判所は、黙示の契約義務を認めることそのものに積極的ではない（Winshall v. Viacom Intern., Inc., 76 A.3d 808 (Del. 2013)）。

「契約関係」と「信認関係」ではその前提が大きく異なる。契約関係においては取引の当事者間で情報や交渉力にもほとんど格差が無い場合に取引が成立する。一方、信認関係においては、当事者間の情報量に圧倒的な格差、すなわち情報の非対称性が生じており、一方が他方を信頼する以外に取引を進める方法がない関係である。

「契約関係」と「信認関係」は意味の異なる関係にもかかわらず、契約において信認義務を免除することで生じ得る課題はないのか、疑問がある。特に、分散型自律組織（DAO）LLC の Wyoming 州での制定（Wyoming DAO Supplement (2023)）でも信認義務の制限や全面免除がうたわれている。また、ULLCA(2023)でも信認義務の緩和が導入されており、新しいデジタル社会で信認義務の役割が変化している可能性がある。信認義務なくして経営に携わる者の専横をいかに防止するのか。信認義務の緩和における LLC のガバナンスへの影響を、LLC の特徴や規模、株式会社の株主との比較、契約法の観点から裁判例や学説の検討を行い、疑問を明らかにする。